

## ロゴマークの使用可否の例について

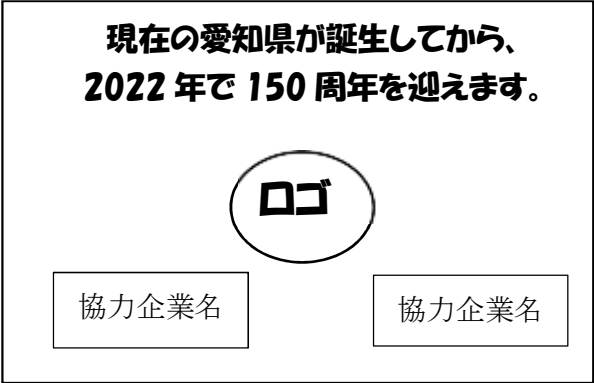
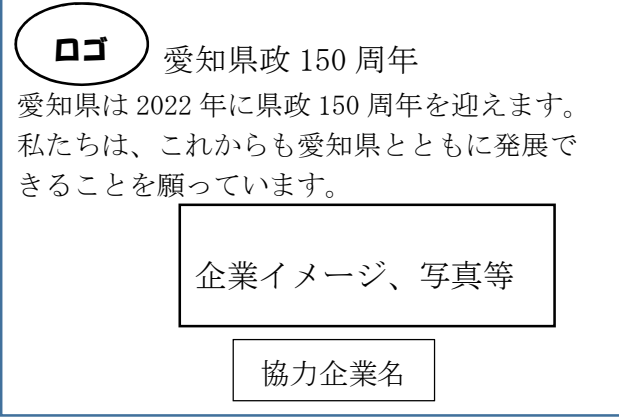
県政 150 周年記念ロゴマークの使用については、県政 150 周年を P R する目的で掲出する告知物等において、知事の承認を得た上で使用することができます。

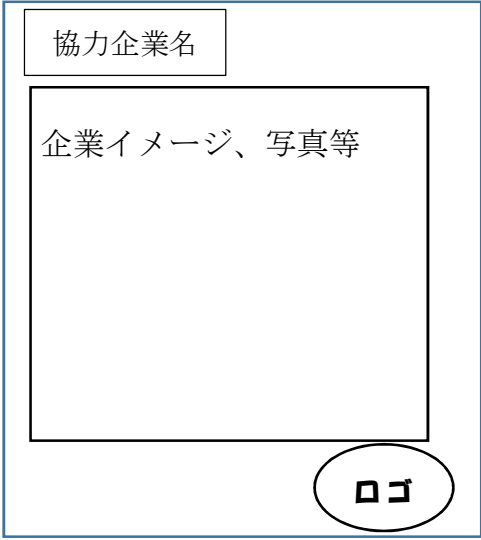
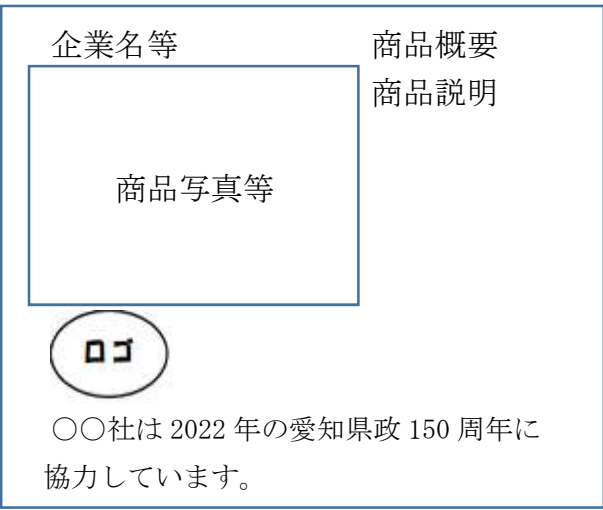
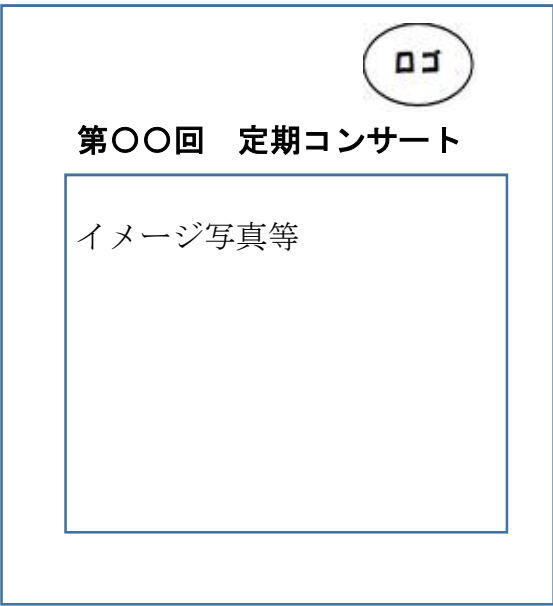
例えば、企業広告において、県政 150 周年に協賛、協力している文言とともにロゴマークを使用することはできます。

ただし、特定商品、サービスを宣伝する告知物は、県政 150 周年に協賛、協力する文言があっても使用することができません。また、商品そのものに使用することもできません。

また、使用する場合は、個々に事前承認が必要となりますが、申請する際の参考に以下の使用可否を例示します。

### <使用可否の例>

想定される企業等の広告	イメージ	使用可否	備考
<p>県政 150 周年記念の P R を内容としたポスターの中に、協賛企業名等を記載する場合</p>		○	
<p>県政 150 周年を迎えた自治体を前面に出した企業等の広告にロゴマークを使用する場合</p>		○	

<p>企業広告の中に、特段、県政 150 周年記念に協賛する旨の文言はなく、ロゴマークを使用する場合</p>		<p>×</p>	<p>ロゴマークのみで県政 150 周年に協賛等している旨の文言がないため。</p>
<p>商品・イベントの広告の中に、県政 150 周年記念に協賛する旨の文言とともに、ロゴマークを使用する場合</p>		<p>×</p>	<p>県政 150 周年に協賛等する文言はあるが、特定の商品やサービスの宣伝広告であるため不可</p>
<p>商品・イベントの広告の中に、特段、県政 150 周年記念に協賛する旨の文言はなく、ロゴマークを使用する場合</p>		<p>×</p>	<p>特定の商品、サービスの宣伝広告であるため不可</p>